

熊本県公報

号外 第 13 号
平成 20 年 3 月 31 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県景観条例施行規則の一部を改正する規則	(都市計画課) 1
○熊本県景観条例第 33 条に規定する市町村の区域を定める規則を廃止する規則	(") 13
○熊本県景観審議会規則の一部を改正する規則	(") 13
○熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域管理規則の一部を改正する規則	(河川課) 13
○熊本県一般海域管理条例施行規則の一部を改正する規則	(") 13
○熊本県森林組合法施行細則の一部を改正する規則	(団体支援総室) 13
登 載 依 頼	
○熊本県立学校職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	(学校人事課) 19
○熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則	(") 19

規 則

熊本県景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 23 号

- 熊本県景観条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県景観条例施行規則（昭和 62 年熊本県規則第 39 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条から第 5 条までを次のように改める。
- (規則で定める特定施設)
- 第 3 条 条例第 2 条第 5 項の規則で定める施設及び設備は、次に掲げるものとする。
- (1) 飲食店業を営むための施設
 - (2) 物品販売業又は物品貸付業を営むための施設（当該施設で販売又は貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く。）
 - (3) 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項又は第 3 項に規定する営業を行うための施設
 - (4) カラオケボックス
 - (5) 屋上広告
(大規模行為の規模等)
- 第 4 条 条例第 2 条第 6 項第 1 号の規則で定める規模は、高さ 13 メートル又は建築面積 1,000 平方メートルとする。
- 2 条例第 2 条第 6 号第 2 号の規則で定める規模は、高さ 13 メートル（第 2 条第 6 号に規定する工作物にあっては 20 メートル）又はその敷地の用に供する土地の面積 1,000 平方メートルとする。
 - 3 条例第 2 条第 6 項第 3 号の規則で定める規模は、高さ 2 メートルかつ長さ 50 メートルとする。
 - 4 条例第 2 条第 6 項第 4 号及び第 5 号の規則で定める面積は 3,000 平方メートル、規則で定める規模は高さ 5 メートルかつ長さ 10 メートルとする。
(行為の届出)
- 第 5 条 条例第 7 条 1 項の届出及び同条第 2 項の規定による行為の届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。
- (1) 景観形成地域における行為 景観形成地域における行為の（変更）届出書（別記第 1 号様式）及び行為の種類に応じて別表第 1 に定める図面
 - (2) 特定施設届出地区における行為 特定施設届出地区における行為の（変更）届出書（別記第 2 号様式）及び行為の種類に応じて別表第 2 に定める図面
 - (3) 大規模行為 大規模行為に係る行為の（変更）届出書（別記第 3 号様式）及び行為の種類に応じて別表第 3 に定める図面
- 2 法第 16 条第 2 項及び条例第 7 条第 3 項の規定による行為の変更の届出は、前項各号に定める届出書に、当該各号に定める図面のうち当該変更に係る必要なものを添付して行

うものとする。

3 前項の届出は、届け出た内容に変更が生じたとき直ちに行うものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、行為が軽易なものであることその他の理由により図面の全部を添える必要がないと認められるときは、当該図面の一部を省略することができる。

第 7 条を削る。

第 6 条中「第 9 条第 3 項第 3 号（条例第 14 条第 2 項及び第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。）」を「第 8 条第 2 項及び条例第 13 条第 1 項」に改め、第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、同号の次に次の 1 号を加え、同条を第 7 条とする。

(7) 公立大学法人

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(勧告をしない旨の通知)

第 6 条 知事は、法第 16 条第 3 項及び条例第 7 条第 5 項の規定により勧告を行う必要がないと認めるときは、当該勧告に係る届出をした者に対し、その旨を通知するものとする。

第 8 条を次のように改める。

(届出を要しない行為)

第 8 条 条例第 9 条第 1 項第 1 号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転若しくは撤去で、当該行為に係る部分の床面積の合計が 10 平方メートル以下のもの

(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が 10 平方メートル以下のもの

(3) 次に掲げる工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

ア 第 2 条第 1 号に規定する工作物で、高さが 1.5 メートル以下のもの（増築又は改築後の高さが 1.5 メートルを超えるものを除く。）

イ 第 2 条第 2 号から第 5 号までに規定する工作物で、高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さと合計の高さ）が 5 メートル以下のもの（増築又は改築後の高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さと合計の高さ）が 5 メートルを超えるものを除く。）

ウ 第 2 条第 6 号に規定する工作物で、高さが 10 メートル以下のもの（増築又は改築後の高さが 10 メートルを超えるものを除く。）

エ 第 2 条第 7 号から第 11 号までに規定する工作物で、高さが 5 メートル以下かつ築造面積が 10 平方メートル以下のもの（増築又は改築後の高さが 5 メートルを超え、又は築造面積が 10 平方メートルを超えるものを除く。）

(4) 工事に必要な仮設の建築物又は仮設の工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(5) 木竹の伐採で、高さが 10 メートル以下かつ伐採面積が 500 平方メートル以下のもの

(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次に掲げるもの

ア 建築物の存する敷地外における物件の堆積で、高さが 1.5 メートル以下かつ水平投影面積が 100 平方メートル以下のもの

イ 外部から見通すことができない場所における物件の堆積

ウ 堆積場の用に供する土地の使用期間が 90 日を超えて継続しない場合の当該堆積場における物件の堆積

(7) 鉱物の掘採又は土石の採取で、当該行為の行われる土地の面積が 500 平方メートルを超えず、かつ、高さが 1.5 メートルを超えるのり面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(8) 土地の区画形質の変更で、変更に係る土地の面積が 500 平方メートルを超えず、かつ、高さが 1.5 メートルを超えるのり面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(9) 次に掲げる広告物の設置又は外観の変更

ア 熊本県屋外広告物条例（昭和 39 年条例第 66 号）第 6 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当するもの

イ はり紙、はり札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもので、90 日を超えて継続して掲出又は表示されないもの

ウ 表示面積が 1 平方メートル以下のもの

エ 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 4 条又は第 5 条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

(10) 地盤面下又は水面下における行為

(11) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(12) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(13) 景観計画画において景観形成地域が定められ、又は拡張された際、当該決定又は拡張に係る区域において既に着手されていた行為

2 条例第 9 条第 1 項第 2 号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 特定施設及び附帯施設の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、前項第 1 号から第 4 号まで並び

に第9号から第12号までに掲げる行為

(2) 景観計画において特定施設届出地区が定められ、又は拡張された際、当該決定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為

3 条例第9条第1項第3号の規則で定める行為は、第1項第4号、第9号工及び第10号から第12号までに掲げる行為とする。

第9条から第13条までを削る。

第14条(見出しを含む。)中「第23条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第15条中「第29条第4項」を「第16条第4項」に改め、同条を第10条とする。

第16条第2項を削り、同条を第11条とする。

第17条を第12条とする。

別表第1中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同表1 建築物等の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更の部中「若しくは撤去又は外観」を「若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩」に、「300分の1」を「100分の1」に、「200分の1」を「50分の1」に、「撤去又は外観」を「撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩」に改め、同表3 屋外における物品の集積又は貯蔵の部中「屋外における物品の集積又は貯蔵」を「屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積」に、「物品の集積又は貯蔵の」を「物件の堆積の」に改め、同表4 鉱物の掘採又は土石等の採取及び土地の区画形質の変更の部中「土石等」を「土石」に、「縦横断図(おおむね縮尺1,000分の1)」を「縦横断図(おおむね縮尺100分の1)」に、「200分の1」を「100分の1」に、「法面」を「のり面」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 行為の規模が大きく、図面の縮尺が適切でない場合は、適切に表示される縮尺とすることができる。

別表第2中「(第9条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同表1 特定施設及び附属施設(広告塔及び広告板を除く。)の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更の部中「若しくは撤去又は外観」を「若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩」に、「300分の1」を「100分の1」に、「200分の1」を「50分の1」に、「撤去又は外観」を「撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩」に改め、同表2 広告塔及び広告板の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更の部中「又は外観」を「外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩」に、「300分の1」を「100分の1」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 行為の規模が大きく、図面の縮尺が適切でない場合は、適切に表示される縮尺とすることができる。

別表第3中「(第12条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同表1 大規模建築物、大規模工作物、さく及び塀の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更の部中「大規模建築物、大規模工作物」を「建築物、工作物」に、「若しくは撤去又は外観」を「及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩」に、「撤去又は外観」を「撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩」に、「300分の1」を「100分の1」に、「200分の1」を「50分の1」に改め、同表2 鉱物の掘採又は土石等の採取及び土地の区画形質の変更の部中「土石等」を「土石」に、「縦横断図(おおむね縮尺1,000分の1)」を「縦横断図(おおむね縮尺100分の1)」に、「200分の1」を「100分の1」に、「法面」を「のり面」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 行為の規模が大きく、図面の縮尺が適切でない場合は、適切に表示される縮尺とすることができる。

別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

別記第1号様式(第5条関係)

景観形成地域における行為の(変更)届出書 年 月 日	
熊本県知事 様	届出者 住所(所在地) 氏名(名称及び代表者氏名) 電話番号 熊本県景観条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。
1 景観形成地域の名称	景観形成地域
2 行為の場所	熊本県 市 町 番地 郡 町・村大字
3 行為の期間	着手予定 完了予定 年 月 日 年 月 日
4 行為の種類	(1) 用途() (2) 種類又は用途() 建築 Ⅰ新築 Ⅱ増築 Ⅲ改築 Ⅳ移転 Ⅴ撤去 Ⅵ工 Ⅶ作 Ⅷ物 へ外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更
	(3) 木竹の伐採 (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (5) 鉱物の掘採又は土石の採取
	(6) 土地の区画形質の変更(土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。) (7) 屋外における自動販売装置の設置 (8) 広告物の設置又は外観の変更
	(3) 木竹の伐採 (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (5) 鉱物の掘採又は土石の採取
5 届出内容に係る照会先	住所(所在地) 電話番号 氏名(名称及び担当者氏名)
6 その他の参考事項	
※ 他法令による地域、地区等の指定状況等	※ 受付年月日 ※ 勧告又は変更命令の年月日

7 行 為 の 内 容	(1)建築物		届出部分	既存部分	合計
		敷地面積	m ²	m ²	m ²
		建築面積	m ²	m ²	m ²
		延べ床面積	m ²	m ²	m ²
		最高の高さ	m	m	
		構造	造り		階建て
		仕上材料	屋根	外壁	
		色彩	屋根 外壁	(マンセル値) (マンセル値)	
	(2)工作物	種類	高さ・延長・築造面積	構造	色彩
			m m m ²		(マンセル値)
			m m m ²		(マンセル値)
	(3)木竹の伐採	目的	樹種	高さ・伐採面積	本数
				m m ²	本
	(4)屋外における土石、廃棄物、再生资源その他物件の堆積	目的及び物品の種類	高さ	物件の水平投影面積	土地の使用期間
			m	m ²	年月日 { 年月日
	(5)鉱物の掘採又は土石の採取	採取物の種類	土地の面積	のり面又は擁壁の高さ及び長さ	
			m ²	m	
	(6)土地の区画形質の変更	目的	土地の面積	のり面又は擁壁の高さ及び長さ	
			m ²	m	
	(7)屋外における自動販売装置の設置	種類	形状・寸法	色彩	
			(マンセル値)		
(8)広告物の設置又は外観の変更	種類	形状・寸法(広告面の高さ及び面積)	色彩		
			(マンセル値)		
8	景観形成上配慮した事項				

- 備考 1 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号に○印を付し、建築物にあっては用途を、工作物にあっては種類又は用途（例 煙突、飼料貯蔵用サイロ等）を記入すること。
- 2 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等届出者以外の者への照会を希望する場合に記入すること。
- 3 「その他の参考事項」欄には、他の法令の規定により届出対象行為が行政庁の許認可等を必要とするときはその旨を、その他の参考となる事項があるときはその事項を記入すること。
- 4 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更の場合には、当該変更等に係る部分の面積を建築物にあっては「延べ床面積」欄に、工作物にあっては「高さ・延長・築造面積」欄に記入すること。
- 5 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。
（例 日本がわら、波型スレート、小口タイル等）
- 6 「色彩」欄には、色調をできるだけ詳しく記入し（例 淡いグリーン、濃い茶色等）、マンセル値も記入すること。
- 7 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面に記入すること。
- 8 ※欄は、記入しないこと。
- 9 不要な文字は、抹消すること。
- 10 この届出書には、行為の種類に応じて熊本県景観条例施行規則別表第1に定める図面（行為の変更の届出にあっては同表に定める図面のうち変更に係る必要なもの）を添付すること。

別記第2号様式(第5条関係)

特定施設届出地区における行為の(変更)届出書 年 月 日 熊本県知事 様 届出者 住所(所在地) 氏名(名称及び代表者氏名) 電話番号 熊本県景観条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。		
1 行為の場所	熊本県	市 町 番地 郡 町・村大字
2 行為の期間	着手予定	完了予定 年 月 日 年 月 日
3 特定施設の種類の種類	(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行うための施設 イ 第1項第7号施設(ばちんこ屋、まあじやん屋、その他) ロ 第1項第8号施設(ゲームセンター等) ハ 第6項第4号施設(モーテル、その他)	
	(2) 給油取扱所	(3) 広告塔、広告板 (4) 飲食店業を営むための施設 ()
	(5) 物品販売業又は物品貸付業を営むための施設 ()	(6) ホテル営業又は旅館営業を含むための施設 (7) その他 ()
4 行為の種類	(1) 特定施設	イ新築 ロ増築 ハ改築 ニ移転 ホ撤去 へ外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更
	(2) 附帯施設	イ新築 ロ増築 ハ改築 ニ移転 ホ撤去 へ外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更
5 届出内容に係る照会先	住所(所在地) 氏名(名称及び担当者氏名)	電話番号
6 その他の参考事項		
※ 他法令による地域、地区等の指定状況等	※ 受付年月日	※ 勧告又は変更命令の年月日

7 行 為 の 内 容	(1) 建築物		届出部分	既存部分	合 計
		敷地面積	m ²	m ²	m ²
		建築面積	m ²	m ²	m ²
		延べ床面積	m ²	m ²	m ²
		最高の高さ	m	m	
		構 造	造り 階建て		
		仕上材料	屋根	外壁	
		色 彩	屋根 外壁	(マンセル値) (マンセル値)	
	(2) その他の 施設	種 類	規模(高さ、面 積、延長等)	構 造	色 彩
					(マンセル値)
					(マンセル値)
					(マンセル値)
	(3) 広告塔・ 広告板	種 類	形状・寸法(広告面の高さ 及び面積)		色 彩
				(マンセル値)	
8	景観形成上配慮した事項				

- 備考 1 「特定施設の種類」欄は、該当する番号、記号及び事項に○印を付し、(4)飲食店業を営むための施設を、(5)物品販売業又は物品貸付業を営むための施設にあっては、その種類又は用途を記入すること。
- 2 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号に○印を付すること。
- 3 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等届出者以外の者への照会を希望する場合に記入すること。
- 4 「その他の参考事項」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許認可等を必要とするときはその旨を、その他の参考となる事項があるときはその事項を記入すること。
- 5 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更の場合には、当該変更等に係る部分の面積を建築物にあっては「延べ床面積」欄に、その他の施設にあっては「規模(高さ、面積、延長等)」欄に、広告塔、広告板にあっては「形状・寸法(広告面の高さ及び面積)」欄に記入すること。
- 6 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。
(例 日本がわら、波型スレート、小口タイル等)
- 7 「色彩」欄には、色調をできるだけ詳しく記入し(例 淡いグリーン、濃い茶色等)、マンセル値も記入すること。
- 8 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面に記入すること。
- 9 ※欄は、記入しないこと。
- 10 不要な文字は、抹消すること。
- 11 この届出書には、行為の種類に応じて熊本県景観条例施行規則別表第2に定める図面(行為の変更の届出にあっては同表に定める図面のうち変更に係る必要なもの)を添付すること。

別記第3号様式(第5条関係)

大規模行為に係る行為の(変更)届出書		
熊本県知事 様		年 月 日
届出者 住所(所在地)		
氏名 <small>(名称及び代表者氏名)</small>		
電話番号		
熊本県景観条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。		
1 行為の場所	熊本県 市 町 郡 町・村大字 番地	
2 行為の期間	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日	
3 行為の種類	(1) 建築物	用途() イ新築 ロ増築 ハ改築 ニ移転 ホ撤去 へ外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更
	(2) 工作物	種類又は用途() イ新築 ロ増築 ハ改築 ニ移転 ホ撤去 へ外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更
	(3) さく及び塀	種類() イ新築 ロ増築 ハ改築 ニ移転 ホ撤去 へ外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更
	(4) 鉱物の掘採又は土石の採取	(5) 土地の区画形質の変更(土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。)
	4 届出内容に係る照会先	住所(所在地) 電話番号 氏名(名称及び担当者氏名)
5 その他の参考事項		
※ 他法令による地域、地区等の指定状況等	※ 受付年月日	※ 勧告又は変更命令の年月日

6 行 為 の 内 容	(1) 建築物		届出部分	既存部分	合 計
		敷地面積	m ²	m ²	m ²
		建築面積	m ²	m ²	m ²
		延べ床面積	m ²	m ²	m ²
		最高の高さ	m	m	
		構 造	造り 階建て		
		仕上材料	屋根 外壁		
		色 彩	屋根 (マンセル値) 外壁 (マンセル値)		
	(2) 工作物	種 類	高さ及び敷地の用に供する土地の面積	構 造	色 彩
			m ²		(マンセル値)
			m ²		(マンセル値)
	(3) さく及び堀	高さ及び長さ	構 造	色 彩	
		m m		(マンセル値)	
	(4) 鉱物の掘採又は土石の採取	採取物の種類	土地の面積	のり面又は擁壁の高さ及び長さ	
			m ²	m m	
(5) 土地の区画形質の変更	目 的	土地の面積	のり面又は擁壁の高さ及び長さ		
		m ²	m m		
7	景観形成上配慮した事項				

- 備考 1 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号に○印を付し、建築物にあっては用途を、工作物にあっては種類又は用途(例 煙突、飼料 貯蔵用サイロ等)、さく及び塀にあっては種類(例 フェンス、ブロック塀等)を記入すること。
- 2 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等届出者以外の者への照会を希望する場合に記入すること。
- 3 「その他の参考事項」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許認可等を必要とするときはその旨を、その他の参考となる事項があるときはその事項を記入すること。
- 4 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更の場合には、当該変更等に係る部分の面積を建築物にあっては「延べ床面積」欄に、工作物にあっては「高さ及び敷地の用に供する土地の面積」欄に、さく及び塀にあっては「高さ及び長さ」欄にそれぞれ記入すること。
- 5 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。(例 日本がわら、波型スレート、小口タイル等)
- 6 「色彩」欄には、色調をできるだけ詳しく記入し(例 淡いグリーン、濃い茶色等)、マンセル値も記入すること。
- 7 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面に記入すること。
- 8 ※欄は、記入しないこと。
- 9 不要な文字は、抹消すること。
- 10 この届出書には、行為の種類に応じて熊本県景観条例施行規則別表第3に定める図面(行為の変更の届出にあっては同表に定める図面のうち変更に係る必要なもの)を添付すること。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県景観条例第 33 条に規定する市町村の区域を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 24 号

熊本県景観条例第 33 条に規定する市町村の区域を定める規則を廃止する規則

熊本県景観条例第 33 条に規定する市町村の区域を定める規則（平成 3 年熊本県規則第 1 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県景観審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 25 号

熊本県景観審議会規則の一部を改正する規則

熊本県景観審議会規則（昭和 62 年熊本県規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 32 条第 5 項」を「第 19 条第 5 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 26 号

熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域管理規則の一部を改正する規則

熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域管理規則（昭和 52 年熊本県規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式中「あつては」を「あつては」に改め、添付書類 9 を 11 とし、添付書類 8 の次に次のように加える。

9 砂利の採取をする場合にあつては、砂利の用途別の数量を記載した書面

10 覆砂目的の砂利の採取をする場合にあつては、覆砂に使用することを証する書面

添付書類 11 の次に次のように加える。

注 10 の書面を添付できない事情がある場合は、その旨を記載した書面を申請書に添付し、後日 10 の書面を取得後直ちに提出してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県一般海域管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 27 号

熊本県一般海域管理条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県一般海域管理条例施行規則（昭和 52 年熊本県規則第 45 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「あつては」を「あつては」に改め、添付書類（8）の次に次のように加える。

（9）砂利の採取をする場合にあつては、砂利の用途別の数量を記載した書面

（10）覆砂目的の砂利の採取をする場合にあつては、覆砂に使用することを証する書面

注 （10）の書面を添付できない事情がある場合は、その旨を記載した書面を申請書に添付し、後日（10）の書面を取得後直ちに提出してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 28 号

熊本県森林組合法施行細則の一部を改正する規則

第 1 条 熊本県森林組合法施行細則（昭和 53 年熊本県規則第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条各号を次のように改める。

- (1) 信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 46 条第 1 項に規定する権限 別記第 3 号様式
- (2) 信託法第 57 条第 2 項（同法第 70 条、第 134 条第 2 項及び第 141 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する権限 別記第 3 号様式の 2
- (3) 信託法第 58 条第 4 項（同法第 70 条、第 134 条第 2 項及び第 141 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する権限 別記第 3 号様式の 3
- (4) 信託法第 62 条第 4 項（同法第 135 条第 1 項及び第 142 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する権限 別記第 3 号様式の 4
- (5) 信託法第 63 条第 1 項に規定する権限 別記第 3 号様式の 5
- (6) 信託法第 66 条第 2 項ただし書に規定する権限 別記第 3 号様式の 6
- (7) 信託法第 66 条第 4 項に規定する権限 別記第 3 号様式の 7
- (8) 信託法第 131 条第 4 項に規定する権限 別記第 3 号様式の 8
- (9) 信託法第 150 条第 1 項に規定する権限 別記第 3 号様式の 9
- (10) 信託法第 165 条第 1 項に規定する権限 別記第 3 号様式の 10

第 13 条中「第 92 条」を「第 100 条第 4 項」に、「森林組合清算終了届」を「生産森林組合清算終了届」に改める。

第 14 条第 3 項中「第 13 条の規定は生産森林組合の清算終了の届出について」を「それぞれ」に改め、「、第 13 条中「法第 92 条において準用する」とあるのは「法第 100 条第 4 項において準用する法第 92 条によって準用される」とを削る。

第 15 条及び第 16 条を次のように改める。

第 15 条及び第 16 条 削除

第 17 条を次のように改める。

（知事への報告）

第 17 条 森林組合及び生産森林組合は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その日から 2 週間以内に、その旨を当該各号に定める様式により知事に報告しなければならない。

- (1) 組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）に基づく登記が完了したとき 別記第 17 号様式
- (2) 総会（総代会）が終了したとき 別記第 17 号様式の 2
- (3) 役員に異動があったとき 別記第 17 号様式の 3

別記第 1 号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第 2 号様式中「殿」を「様」に改め、同様式備考中「不要の」を「不要な」に改める。

別記第 3 号様式を次のように改める。

別記第 3 号様式（第 3 条関係）

検査役選任申立書

年 月 日

熊本県知事 様

申立人 住所（主たる事務所の所在地）
氏名（名称） 印

下記森林組合の信託事務の処理につき、信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 46 条第 1 項の規定により検査役の選任を申し立てます。

記

- 1 受託者である森林組合の主たる事務所の所在地及びその名称
 - 2 検査役選任を求める理由
- 添付書類 1 信託契約書の謄本
2 理由を証する書類

備考 申立人欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

別記第 3 号様式の 2 を削る。

別記第 3 号様式の 3 中「受託者辞任許可申請書」を「受託者（信託財産管理者・信託監督人・受益者代理人）辞任認可申請書」に、「殿」を「様」に、

「 森林組合の主たる事務所の所在地 」「 住所（主たる事務所の所在地）
森林組合 を 氏名（名称） 印 に、
代表者氏名 印 」

「下記のとおり、信託契約に基づく受託者」を「信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 57 条第 2 項（第 70 条・第 134 条第 2 項・第 141 条第 2 項）の規定により、下記のとおり、信

託契約に基づく受託者（信託財産管理者・信託監督人・受益者代理人）」に改め、「1 受託者」の次に「（信託財産管理者・信託監督人・受益者代理人）」を加え、同様式備考中「備考 申請者欄の代表者氏名」を「備考 1 申請者欄の氏名」に改め、同様式備考に次のように加え、同様式を別記第3号様式の2とする。

2 不要な文字は、抹消してください。

別記第3号様式の4中「受託者解任申請書」を「受託者（信託財産管理者・信託監督人・受益者代理人）解任申立書」に、「殿」を「様」に、「申請者」を「申立人」に、「下記のとおり、受託者の解任を申請します。」を「信託法（平成18年法律第108号）第58条第4項（第70条・第134条第2項・第141条第2項）の規定により、下記のとおり、受託者（信託財産管理者・信託監督人・受益者代理人）の解任を申し立てます。」に、「受託者である森林組合」を「受託者である森林組合（信託財産管理者・信託監督人・受益者代理人）」に改め、同様式備考中「備考 申請者欄」を「備考 1 申立人欄」に改め、同様式備考に次のように加え、同様式を別記第3号様式の3とする。

2 不要な文字は、抹消してください。

別記第3号様式の3の次に次の1様式を加える。

別記第3号様式の4（第3条関係）

新受託者（新信託監督人・新受益者代理人）選任申立書

年 月 日

熊本県知事 様

申立人 住所（主たる事務所の所在地）
氏名（名称） 印

信託法（平成18年法律第108号）第62条第4項（第135条第1項・第142条第1項）の規定により、下記のとおり、新受託者（新信託監督人・新受益者代理人）の選任を申し立てます。

記

1 新受託者（新信託監督人・新受益者代理人）の選任に係る信託財産の内容
2 選任を求める理由
添付書類 理由を証する書類

備考 1 申立人欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。
2 不要な文字は、抹消してください。

別記第3号様式の5を削り、別記第3号様式の4の次に次の6様式を加える。
別記第3号様式の5（第3条関係）

信託財産管理命令申立書

年 月 日

熊本県知事 様

申立人 住所（主たる事務所の所在地）
氏名（名称） 印

下記のとおり、信託財産の管理について、信託法（平成18年法律第108号）第63条第1項の規定に基づく管理命令の処分を申し立てます。

記

1 管理命令処分に係る信託財産の内容
2 理由
添付書類 理由を証する書類

備考 申立人欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

別記第3号様式の6（第3条関係）

信託財産管理分掌許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所（主たる事務所の所在地）
氏名（名称） 印
（連名）

下記のとおり、信託財産管理の分掌を行いたいので、信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 66 条第 2 項の規定に基づき許可を申請します。

記

- 1 信託契約の内容
 - (1) 管理者選任年月日
 - (2) 委託者名
 - (3) 信託財産の内容
- 2 分掌事務の内容

備考 申請者欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

別記第 3 号様式の 7（第 3 条関係）

信託財産管理行為実施許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所（主たる事務所の所在地）
氏名（名称） 印

下記のとおり、信託財産の管理行為を実施したいので、信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 66 条第 4 項の規定に基づき許可を申請します。

記

- 1 実施しようとする行為の内容
- 2 理由

備考 申請書欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

別記第 3 号様式の 8（第 3 条関係）

信託監督人選任申立書

年 月 日

熊本県知事 様

申立人 住所（主たる事務所の所在地）
氏名（名称） 印

信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 131 条第 4 項の規定により、下記のとおり、信託監督人の選任を申し立てます。

記

- 1 信託監督人の選任に係る信託財産の内容
 - 2 選任を求める理由
- 添付書類 理由を証する書類

備考 申立人欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

別記第 3 号様式の 9（第 3 条関係）

信託変更命令申立書

年 月 日

熊本県知事 様

申立人 住所（主たる事務所の所在地）
氏名（名称） 印

信託法（平成18年法律第108号）第150条第1項の規定に基づき、下記のとおり信託の変更を命ずるよう申し立てます。

- 記
- 1 変更しようとする信託財産の内容
 - 2 信託内容 変更前
変更後
 - 3 理由
- 添付書類 1 信託契約書の謄本
2 理由を証する書類

備考 申立人欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

別記第3号様式の10（第3条関係）

信託終了命令申立書

年 月 日

熊本県知事 様

申立人 住所（主たる事務所の所在地）
氏名（名称） 印

信託法（平成18年法律第108号）第165条第1項の規定に基づき、下記のとおり信託の終了を命ずるよう申し立てます。

- 記
- 1 信託財産の内容
 - 2 理由
- 添付書類 1 信託契約書の謄本
2 理由を証する書類

備考 申立人欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

- 別記第4号様式中「殿」を「様」に改める。
別記第5号様式中「殿」を「様」に改め、同様式備考中「不要の」を「不要な」に改める。
別記第6号様式中「殿」を「様」に改める。
別記第7号様式中「殿」を「様」に改め、同様式備考中「不要の」を「不要な」に改める。
別記第8号様式中「殿」を「様」に改め、同様式備考中「不要の」を「不要な」に改める。
別記第9号様式中「殿」を「様」に、「下記のとおり」を「森林組合法（昭和53年法律第36号）第53条の規定により、下記のとおり」に改める。
別記第10号様式中「殿」を「様」に改める。
別記第11号様式中「殿」を「様」に改め、同様式備考中「不要の」を「不要な」に改める。
別記第13号様式中「殿」を「様」に改める。
別記第14号様式中「殿」を「様」に改め、同様式に備考として次のように加える。
備考 届出者欄の代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。
別記第15号様式中「殿」を「様」に改める。
別記第16号様式中「森林組合」を「生産森林組合」に、「殿」を「様」に、「清算人」を「届出者」に改め、「終了したので、」の次に「森林組合法（昭和53年法律第36号）第100条第4項の規定に基づき」を加え、同様式に備考として次のように加える。
備考 届出書欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 別記第17号様式を削り、別記第16号様式の次に次の3様式を加える。
別記第17号様式（第17条関係）

年 月 日

熊本県知事 様

報告者 住所（主たる事務所の所在地）
氏名（名称） 印

森林組合登記完了報告書

本組合は、下記のとおり登記を完了したので、熊本県森林組合法施行細則（昭和 53 年熊本県規則第 47 号）第 17 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 登記年月日
2 登記事項
添付書類 登記事項証明書の写し

備考 報告者欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

別記第 17 号様式の 2（第 17 条関係）

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住所（主たる事務所の所在地）
氏名（名称） 印

総会（総代会）終了届

本組合は、下記のとおり第 回通常（臨時）総会（総代会）を終了しましたので、熊本県森林組合法施行細則（昭和 53 年熊本県規則第 47 号）第 17 条の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

記

添付書類 1 総会（総代会）議事録の写し
2 総会（総代会）提出資料（総会参考資料含む）

備考 1 届出者欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。
2 不要な文字は、抹消してください。

別記第 17 号様式の 3（第 17 条関係）

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住所（主たる事務所の所在地）
氏名（名称） 印

役員異動届

本組合の役員に下記のとおり異動がありましたので、熊本県森林組合法施行細則（昭和 53 年熊本県規則第 47 号）第 17 条の規定に基づき、届け出ます。

記

役名	氏名	就、退任の別	同左年月日	摘要

記載上の注意

- 1 届出者欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 解任、退任、辞任の場合は、摘要欄にその理由を記入すること。

別記第18号様式中「殿」を「様」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 1 請求者欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

2 不要な文字は、抹消してください。

別記第20号様式中「殿」を「様」に改め、同様式備考中「不要の」を「不要な」に改める。

第2条 熊本県森林組合法施行細則の一部を次のように改正する。

第13条中「第100条第4項において準用する民法（明治29年法律第89号）第83条」を「第99条の10」に改める。

別記第16号様式中「第100条第4項」を「第99条の10」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年12月1日から施行する。

登載依頼

熊本県立学校職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

熊本県教育委員会委員長 古川 紀美子

熊本県教育委員会規則第9号

熊本県立学校職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

熊本県立学校職員の職の設置に関する規則（昭和45年熊本県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表中役付職員の欄中「主任事務長」の前に「教育審議員」を加える。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

熊本県教育委員会委員長 古川 紀美子

熊本県教育委員会規則第10号

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則

熊本県立学校管理規則（昭和32年熊本県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（教育審議員、主任事務長及び事務長）

第13条 学校に、教育審議員を置くことができる。

2 学校に、主任事務長又は事務長を置く。

3 教育審議員、主任事務長及び事務長は、事務職員の中から委員会が命免する。

4 教育審議員は特命事項を審議する。

5 主任事務長及び事務長は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

